

●学校法人香川県明善学園の部活動の方針

本学園が設置する英明高等学校においては、英明スタイル「ゆっくりゆっくり少しずつ」（香川県明善学園前理事長真部卓一）との考えに立って、クラブ活動として陸上競技部やバスケットボール部、野球部をはじめとする運動部活動を奨励している。そして、美術部や吹奏楽部、華道部などの文化部活動も含め、部活動を教育活動の柱の一つとして位置付けて、その活動環境の整備に努め、多くの部が各種大会等において優秀な成績を収めている。

今後も、これまでの実績を踏まえつつ新たな指導方法等の工夫改善を図りながら、部活動を通して生徒の自主的、自発的な参加のもと、スポーツや文化に親しみ、互いに協力し合って友情を深めるといった良好な人間関係の形成を図ると共に、思いやりや責任感を育成し、自らの目標に向かって粘り強く挑戦し続けるたくましさや社会連帯の意識の高揚を図ることを本学園の部活動指針とする。

本学園の設置する英明高等学校の運動部活動ならびに文化部活動に係る活動方針は、別途に定めるものとする。

●英明高等学校の運動部活動ならびに文化部活動に係る活動方針

学校設置者である学校法人香川県明善学園の定める方針（学校法人香川県明善学園の部活動の方針）に基づき、本校の運動部活動ならびに文化部活動に係る活動方針を定めた。

1. 設置部活動

本校の生徒会会則に基づき運動部 11 部、文化部 22 部、同好会 5 部を設け、各々主顧問教諭 1 名をおく。

【運動部】 陸上競技部（男女） ・ バスケットボール部（男女） ・ バレーボール部（男女） ・ 卓球部（男女） ・ ソフトテニス部（男女） ・ サッカー部（男女） ・ バドミントン部（男女） ・ 柔道部（男） ・ 剣道部（男女） ・ テニス部（男女） ・ 硬式野球部（男子）

【文化部】 吹奏楽部 ・ 図書部 ・ 放送部 ・ 写真部 ・ 茶道部 ・ 華道部 ・ 書道部 ・ 美術部 ・ コーラス部 ・ 食物研究部 ・ 服飾手芸部 ・ ダンス部 ・ チアリーディング部 ・ 大学入試研究部 ・ 科学研究部 ・ 英語研究部 ・ 囲碁・将棋部 ・ ビジネス研究部 ・ IT・パソコン部 ・ 物理化学部 ・ 英語入試問題研究部 ・ 進路研究部

【同好会】 文芸同好会 ・ 漫画研究同好会 ・ 数学研究同好会 ・ 園芸同好会 ・ 筋力トレーニング同好会

2. 活動日及び活動時間

（1）週当たりの休養日の設定

・原則週 1 日以上休養日を設定するよう努力する。（詳細は各部活動ごとの活動計画による）

※大会参加等により、やむを得ず休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保するよう努める。

（2）長期休業中の休養日の設定

・学期中の休養日の設定に準ずる。

・生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。（詳細は各部ごとの活動計画による）

（3）活動時間

・合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い、平日では原則 2 ～ 3 時間程度、学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）では、原則 3 ～ 4 時間程度を目安に練習を計画する。

(4) 朝練習

- ・朝練習を行う場合は、生徒の登校に無理が生じない範囲内で保護者との連携を密にして実施する。

(5) その他

- ・定期試験前および定期試験中は学習時間が十分確保できるよう配慮する。
- ・部活動顧問は年間計画（活動日、休養日、参加予定大会日程等）や月間計画（活動日時・場所、休養日、大会参加日程等）を作成し、生徒・保護者への周知徹底を図ると共に、学校へ計画表を提出し活動実施の許可を得る。
- ・活動日及び活動時間設定にあたり、公式大会等の日程の都合により本校が定める方針にそぐわない活動が必要な場合は、校長の許可を得て、生徒・保護者へ十分な説明を行ってから活動する。
- ・校長は部活動に係わる活動方針を策定し、生徒・保護者にホームページ等で公表する。
- ・管理職は部活動視察を実施し、各運動部の活動内容の把握に努めるとともに、生徒や教員の負担が過度な場合、当該顧問と面談をして適宜、指導・是正を行う。

3. 経費

(1) 活動に当たる経費を生徒会費や運動部・文化部後援会費等から補助する。

(2) 各部において部費を徴収する場合もある。ただし、集金する場合は、必要最低限とし、金額については保護者の理解を得た上で決定する。その際、帳簿を作成し、会計管理は必ず顧問が行う事とし、年度末に会計報告を必ず実施する。

(3) 部費を徴収している部は、会計報告書を年に一度学校へ提出し監査を受ける。

4. その他

(1) 参加する大会等の精選について

- ・高体連の主催大会、各連盟の主催大会、各種コンクールなど、多くの大会等が開催されており、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても配慮するため、参加する大会等を精選する。

(2) 外部指導者について

- ・外部指導者を依頼する時は、校長の許可を得ること。

(3) 安全対策について

- ・事故等の未然防止のため、環境整備・安全点検を心がけ安全に活動できる環境を整える。
- ・事故等発生時のマニュアルを把握し、初期対応の重要性を確認しておく。
- ・スポーツ障害・外傷の予防等、生徒の心身の健康状態を常に把握して指導に当たる。
- ・スポーツ医・科学の見地から、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ・熱中症予防対策として気象庁の高温注意情報等を参考に、学校内外に設置されている温度計数値を観測し熱中症予防運動指針に応じて部活動の軽減・中止の的確な判断をし、熱中症防止に努める。

(5) 体罰等の未然防止について

- ・部活動において生徒の身体に、直接的・間接的に肉体的苦痛を与える行為や不適切な行為に該当する、行き過ぎた指導や暴言等が絶対に許されない行為であることをしっかりと理解して指導にあたる。